平成３０年（フ）第２１６０号
大阪府東大阪市横小路町５丁目８番15号　細川グリーンハイツ　3045号
債務者　大橋　利枝
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１１１号
香川県高松市木太町2600番地１　奥村マンション402
債務者　上原　誠司
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第４１号
長崎県大村市上諏訪町958番地３、前住所長崎県大村市溝陸町345番地１　コーポフローレンス202号室
債務者　笠崎まゆみ
1　決定年月日時　平成30年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成３０年（フ）第５５号
長崎県大村市池田新町763番地87　池田アパート　ホ棟４号
債務者　遠藤美千代
1　決定年月日時　平成30年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成３０年（フ）第２１３号
仙台市宮城野区鶴ケ谷３丁目20番地の６　タウニイ鶴ケ谷102
債務者　美濃山信二
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第２８１号
宮城県塩竈市字伊保石２番地349、従前の住所仙台市若林区荒井２丁目７番地の１　ハウゼ・アー荒井201
債務者　矢ノ中　謙（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第２９０号
宮城県多賀城市大代１丁目12番18号　ラフィネ・柏202
債務者　千田　　誉
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第３０７号
宮城県亘理郡亘理町逢隈牛袋字南西河原２番地４　カルムメゾンＫ　204
債務者　酒井美智男
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第１０９号
鹿児島市武岡１丁目28番地５　シャトー三條103号
債務者　末吉　五鈴
1　決定年月日時　平成30年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第１４１号
東京都中野区沼袋３丁目20番４号　ハウスみやぎ　102、申立時の住所川崎市多摩区登戸3024番地　リバティハイツ　202
債務者　石川　陽子（旧姓伊波）
1　決定年月日時　平成30年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第７１号
静岡県富士市五貫島704番地の１　県営住宅Ｈ―101号
債務者　青柳　紀子
1　決定年月日時　平成30年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成３０年（フ）第１８１号
兵庫県姫路市飾磨区今在家北３丁目96番地、従前の住所兵庫県姫路市下手野１丁目１番68号　新田川方
債務者　森下　広一
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第２０２号
兵庫県姫路市飾磨区今在家３丁目279番地　ジェルメ今在家202号
債務者　上野美千代（旧姓桝田）
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第２０６号
兵庫県姫路市北条口１丁目35番地　藤和シティコアマンション703号室
債務者　榮藤　寿一
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第２０８号
兵庫県加古川市尾上町口里814番地の５　フォレスト浜の宮Ｂ―201号
債務者　髙下　照明
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部